

特記仕様書

第1 工事概要

松島基地外灯更新工事

工事場所：航空自衛隊松島基地

工 期：契約締結日から令和9年3月31日まで

工事概要：外灯9灯をLED灯へ更新する工事

第2 共通事項

1 仕様

本工事は、本特記仕様書及び図面によるほか、次の標準仕様書による。なお、特記仕様書の記載内容は、標準仕様書等の記載内容に優先するものである。また、これらの定めのない事項については、監督官との協議による。

(1) 公共建築工事標準仕様書

(2) 公共建築改修工事標準仕様書

2 立入制限

本工事のために基地内に入門する関係者は、指定された場所以外にみだりに立入りしてはならない。

3 施工場所及び周辺の清掃

施工場所及び周辺の道路等は、工事によって発生した粉じん、飛散した土砂等を常に清掃する。

4 現場管理

施工中は、現場代理人が責任者となり、常に安全確保に留意し現場管理を行い、災害及び事故防止に努める。また、現場の安全衛生は、労働安全衛生法その他関係法令に従って行う。

5 事故等報告

災害及び事故が発生した場合は、人命の確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その経緯を監督官に報告する。

6 作業日及び作業時間

作業時間は平日の0815～1700とし、休憩時間は1200～1300を基準とする。ただし、予め監督官の承諾を受けた場合はこの限りではない。また、夜間及び平日以外に工事を行う場合は、残業届出書により監督官に申請するものとする。

7 週休2日制工事

本工事は、現場閉所により週休2日を確保する「完全週休2日制工事（土日）」の試行対象工事である。

入札時においては、当初の予定価格から対象期間内の全ての週において、原則土日に現場閉所されている状態（完全週休2日）を前提とし、下記のとおり労務費等を補正し工事費を積算する。契約後、請負相手方は、工事着手前に完全週休2日の取組を

希望するか判断し、取組を希望しない場合は、月単位の週休2日に取り組むものとし、契約後に補正係数を変更するものとする。

(1) 週休2日の考え方は、以下のとおりである。

ア 完全週休2日（土日）とは、対象期間のすべての週において、原則として土曜日及び日曜日に現場閉所を行ったと認められることをいう。

イ 現場閉所日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所が閉所された日をいう。なお、降雨、降雪、荒天、猛暑等の気象環境の変動によるほか、官側の運用上の都合による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

ウ 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月ごとに現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達していると認められることをいう。

エ 通期の週休2日とは、対象期間において、現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達していると認められることをいう。

オ 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、契約相手方の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(2) 週休2日の達成基準は以下のとおりである。

ア 完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所日数が2日以上の水準に達する状態をいう。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、達成しているとみなす。

イ 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、達成しているとみなす。

ウ 通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

エ 完全週休2日（土日）が達成できない場合において、月単位の週休2日を達成した場合は、補正係数を月単位に変更するものとし、月単位の週休2日を達成できない場合においては、補正係数を除し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

(3) 契約相手方は、毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、翌月10日までに監督官に提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに現場閉所実績報告書を提出するものとする。

8 提出書類

提出書類は以下の表を基準とし、様式についての記載がない書類は、監督官が書式を示す。

提出時期	書類等名	提出の可否等
開始前	現場代理人指名・変更通知書及び略歴書	要
開始前	協議書	否
開始前	工程表	要
開始前	緊急連絡先一覧表	要
開始前	施工体制台帳	必要時
開始前	技能士通知書	必要時
開始前	承認図、施工図等（任意様式）	必要時
開始前	入門許可申請書	必要時
開始前	仮設物設置申請書	必要時
実施中	材料検査簿	要
実施中	納品書、出荷証明書（任意様式）	要
実施中	産業廃棄物管理票（写し）	必要時
実施中	発生材通知書	必要時
実施中	残業届出書	必要時
実施中	火気使用申請書	必要時
実施中	臨時立入申請書	必要時
実施中	携帯型情報通信・記録機器持込み申請・許可書	必要時
実施中	受領書	必要時
実施中	現場閉所実績報告書	要
完成時	写真台帳（任意様式）	要
完成時	完成通知書	要
完成時	引渡書	要
完成時	機能性能試験成績書（任意様式）	必要時
完成時	完成図、報告書等（任意様式）	必要時
完成時	機器取扱い説明書等（任意様式）	必要時
完成時	官公署届出書類（各官公署等の書式による。）	必要時

9 写真

- (1) 写真は、施工前、施工中、施工後、材料検査及び目視できない箇所の施工状況、その他監督官の指示により撮影し、各 1 枚を台帳に整理し提出する。また、写真撮影は、定点、同一方向から撮影する。
- (2) 検査に合格したのち、写真データは削除するものとする。

10 材料

使用する材料は、 JIS、JAS、JEC 及び JWWA 等の規格があるものは適合する新品とする。また、規格指定があるものは当該規格品又は同等品以上とし、事前に品質及び性能を有することの証明となる承認図等の資料を提出し、事前に監督官の承認を得るものとする。

11 官公署その他への届出等

- (1) 工事の着工、施工及び完成にあたり、関係官公署その他関係機関への必要な届出、手続等を遅滞なく行うこと。
- (2) 届出、手続等を行う前に、あらかじめ監督官に届出内容を報告するものとする。
- (3) 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査において、必要な資機材、労務等は契約相手方の負担により行うこと。

12 産業廃棄物及び発生材の処理等

- (1) 本工事の施工により発生する産業廃棄物の処分（又は特定建設資材の再資源化に係る処分）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）（又は建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 4 号））に基づいて適正に処分するものとする。また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出するものとする。
- (2) 金属類等監督官の指示する発生材に関しては、発生材通知書を作成し、監督官の指定する場所へ集積するものとする。

13 完成検査

- (1) 以下の全ての要件を満たす場合に検査官が実施する。ただし、検査官及び監督官の事前承諾を得た場合は、産業廃棄物管理票の写し及びその他提出書類を事後提出とできるものとする。
- (2) 仕様書に示す全ての工事の完了
- (3) その他監督官が指示する事項

14 関係書類の適正な管理

- (1) 本仕様書及び写真等を、本工事に使用する目的以外で第三者に使用させてはならない。また、本工事の内容を漏洩してはならない。
- (2) 契約相手方は、発注者から貸与された図面等を、施工完了後全て監督官に返納するものとする。

15 疑義その他

- (1) 疑義が生じた場合、監督官と協議のうえ打合せ簿に協議内容を記録し、協議内容のとおり実施するものとする。
- (2) 施工中は、他の工作物等に損害を与えないよう施工し、損害を与えた場合は、速やかに監督官に報告し、契約相手方の負担において復旧する。また、第三者等に損害を与えた場合は、速やかに監督官に報告し、契約相手方の責任において補償するものとする。

第3 特記事項

1 工事内容

項目	数量	単位	備考
屋外LEDポールライト	8	灯	灯具、ポール、ジョイントユニット、基礎更新
屋外LEDポールライト	1	灯	灯具、ポール、ジョイントユニット、基礎、自動点滅器更新

2 土工事

- (1) 埋戻しは、石等を除去した掘削土砂の再利用及び購入土によるものとする。
- (2) 残土については、監督官の指示する場所に運搬し、場内敷き均しとする。
- (3) 目土は、目地部分のへこみがないように均一に散布するものとする。
- (4) 砂利地業に使用する砂利は、再生クラッシュランとし、粒度はJIS A 5001 RC-40とし、厚さ100mm以上とする。
- (5) 根切りは、周辺の状況、土質、地下水の状態に適した工法とし、土砂が崩壊しないように注意して施工するものとする。
- (6) 地中埋設物は、事前に調査を実施して建物周辺の配線等に影響がないように施工し、損害を与えた場合には監督官に報告後、速やかに修復するものとする。

3 コンクリート工事

- (1) コンクリート基礎については、下記により施工するものとする。(同等品以上可)
 - ア コンクリート基礎：JIS A 5308 圧縮強度 21N/mm²以上 スランプ 18 cm
粗骨材 25mm 以下
 - イ 仕上げ：表面モルタル仕上げ、水勾配
- (2) 材料品質証明書及び各種試験成績表を提出するものとする。

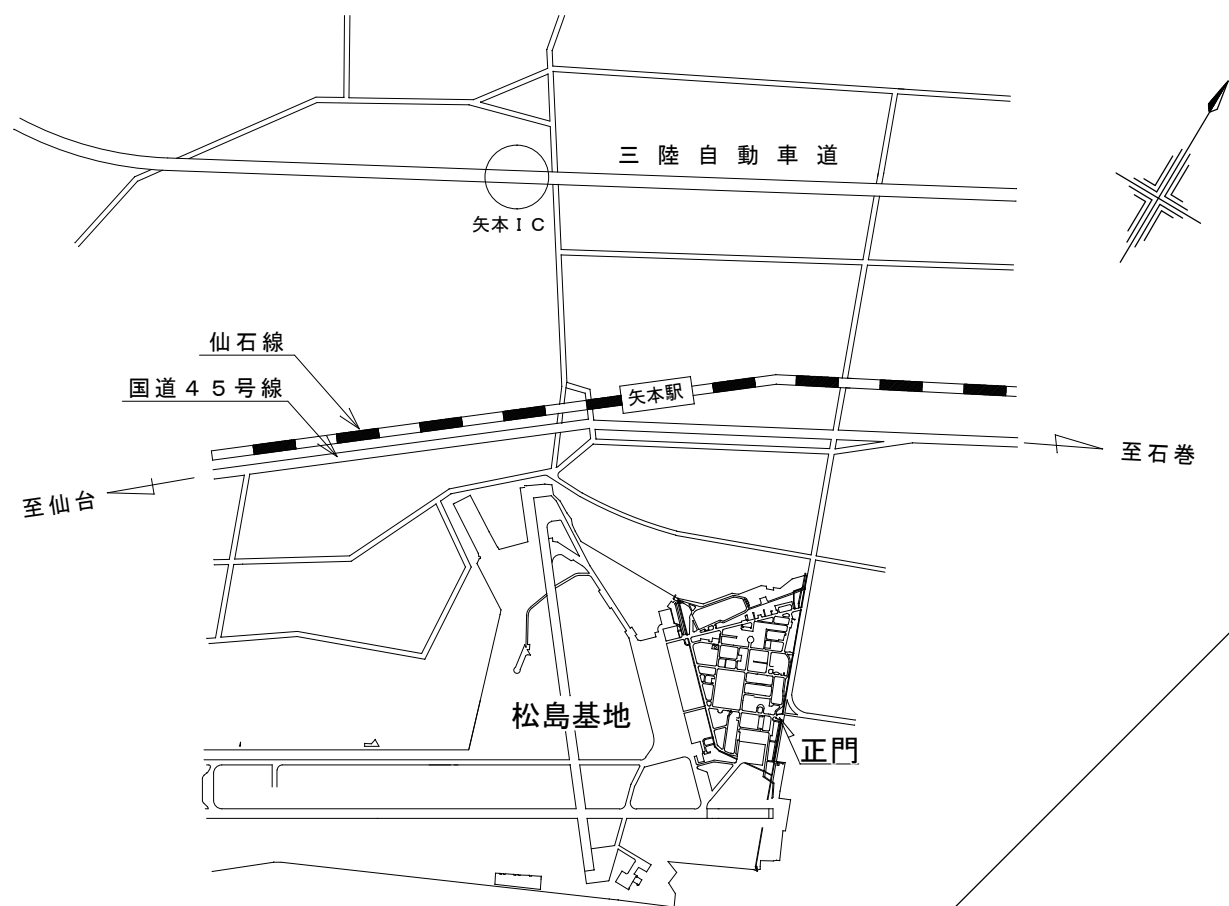
4 舗装工事

- (1) アスファルト舗装については、下記により施工するものとする。(同等品以上可)
 - ア 再生クラッシュラン：JIS A 5001 RC-40
 - イ 粒度調整碎石：JIS A 5001 M-30
 - ウ アスファルト乳剤：JIS K 2208 浸透用プライムコート(PK-3)
 - エ アスファルト混合物：再生密粒度アスファルト混合物13F

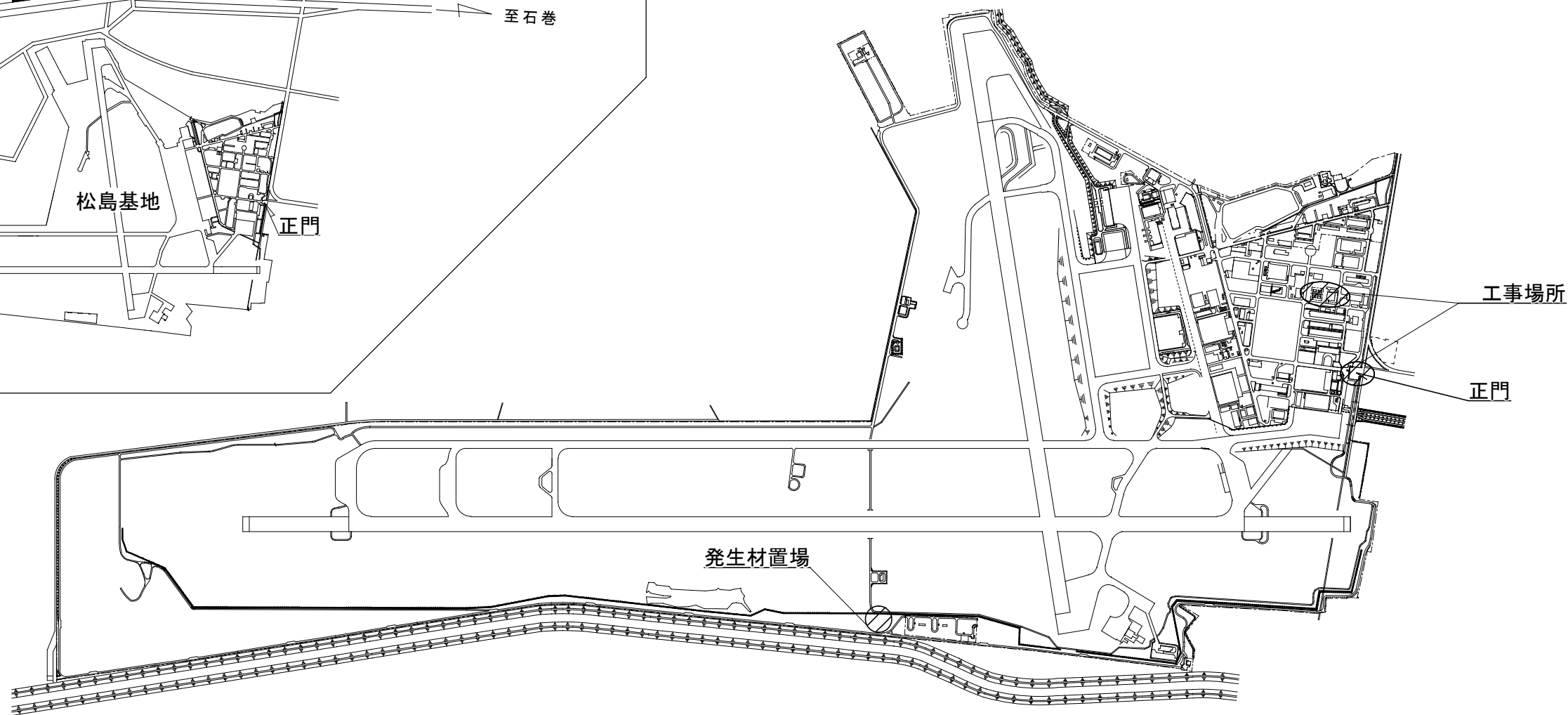
- (2) 路盤は締固め器材を使用し十分に転圧を行い、舗装版を既設の道路に擦り合わせるものとする。

5 電気工事

- (1) 撤去
 - 再使用する配線等には、傷が付かないようにすること。
- (2) 電灯設備
 - ア ポールは、ベース式とし、JIL 1003「照明用ポール強度計算基準」による強度を有し、ジョイントユニットが内蔵できるものとする。
 - イ ポールは溶融亜鉛メッキ等の十分な耐食性があるものとし、事前に監督官の承認を受けるものとする。
 - ウ 施工にあたっては、事前に現地調査を十分に行うこと。
 - エ 承認図を提出し、監督官の承認を受けた新品の製品を使用すること。
- (3) 接地
 - 基礎周辺にD種接地工事を施すものとし、ポール及び器具のアースに接続すること。
- (4) 停電
 - ア 撤去時の離線作業及び新設時の結線作業は停電作業とし、監督官の指示する日に実施するものとする。
 - イ 当該工事に係る箇所以外の停電は、作業後、速やかに復電させるものとする。
- (5) 施工後の確認（測定及び点検）
 - 下記の測定及び点検の結果を書面（様式任意）にて提出するものとし、細部は監督官の指示によるものとする。
 - ア 絶縁抵抗測定
 - 撤去前及び新設後に各回路ごと測定を行うものとし、細部は監督官の指示によるものとする。
 - イ 接地抵抗測定
 - 新設後に測定を行うものとし、細部は監督官の指示によるものとする。
 - ウ 点灯試験
 - 新設後に全数の点灯試験を行うものとし、細部は監督官の指示によるものとする。



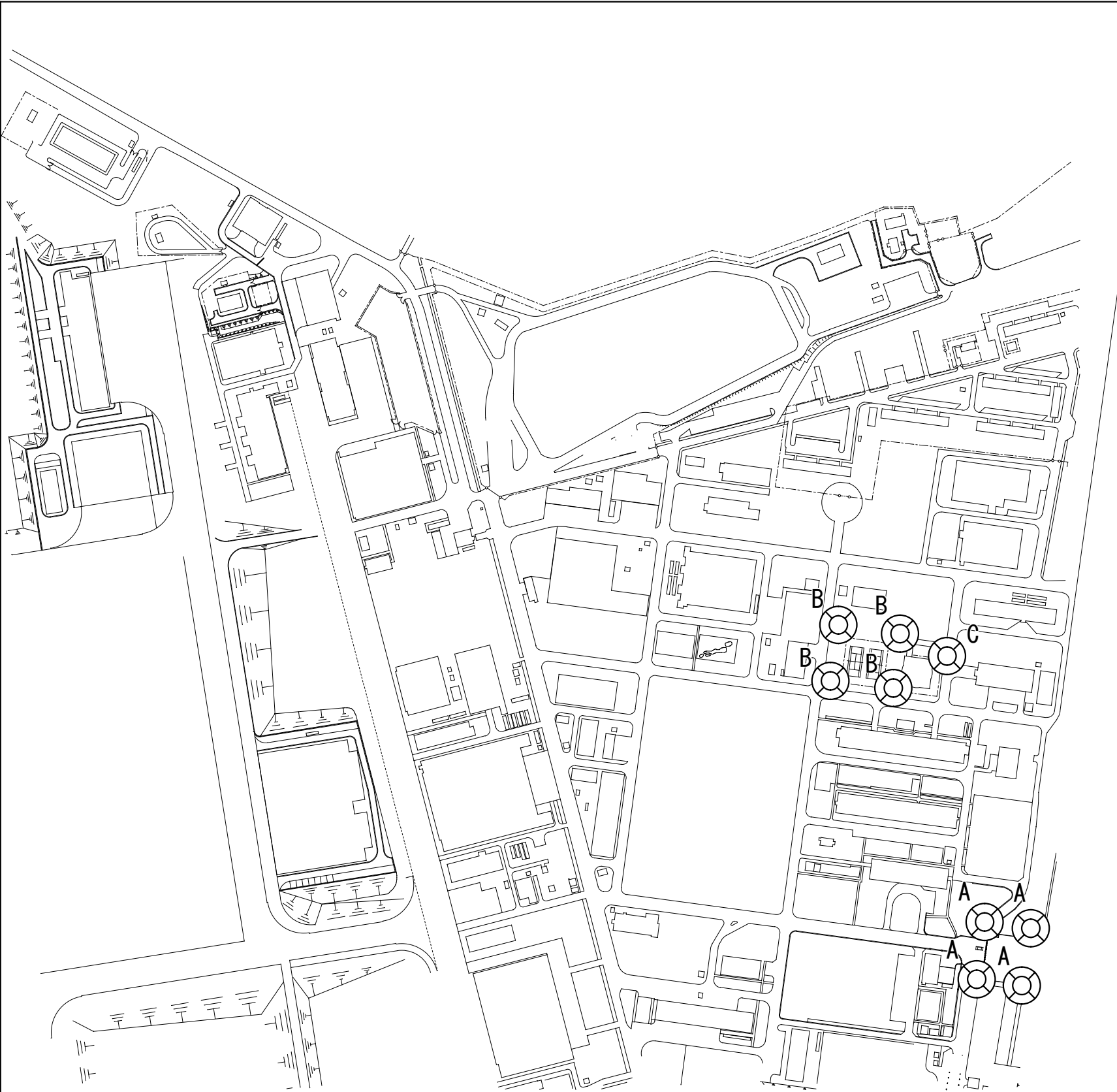
案内図



配置図

工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製

工事名称	松島基地外灯更新工事	図面番号	全10葉の内4
図面名称	案内図・配置図	図面縮尺	
松島基地施設隊		令和8年6月 1日	



記号	名称	数量	更新内容	規格	備考
 A	外灯A	4灯	灯具、ポール、ジョイントユニット、基礎更新(4基)	250W相当 H=4,500	
 B	外灯B	4灯	灯具、ポール、ジョイントユニット、基礎更新(4基)	250W相当 H=4,500	
 C	外灯C	1灯	灯具、ポール、ジョイントユニット 基礎、自動点滅器更新	250W相当 H=4,500	

外灯配置図

工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製			
工事 名称	松島基地外灯更新工事	図面 番号	全10葉 の内5
図面 名称	外灯配置図	図面 縮尺	
松島基地施設隊		令和8年6月 1日	

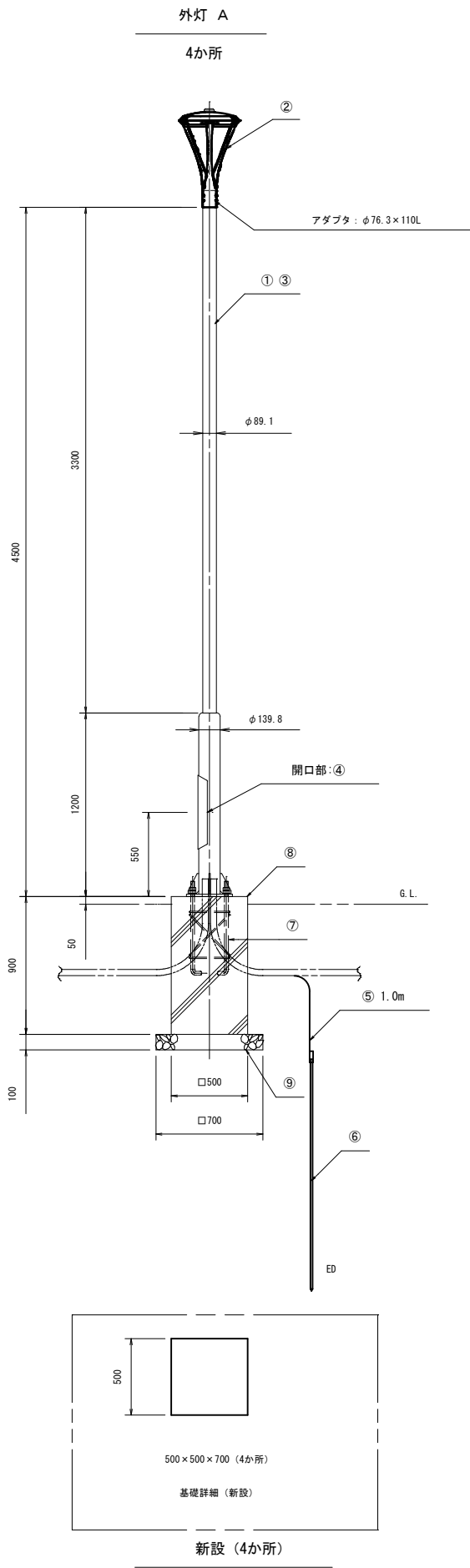
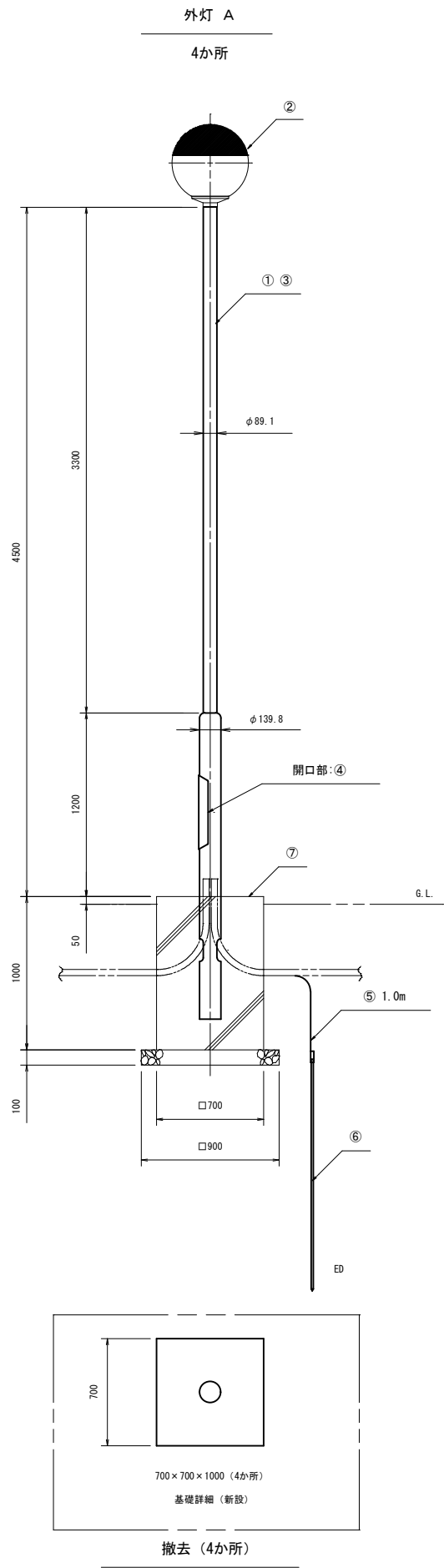


外灯A配置図

凡例

記号	名称	数量	電源	点滅方式	備考
	外灯A	4灯	分電盤 L-1 1φ200V	タイマースイッチ (分電盤組込)	灯具, ポール, ジョイント ユニット, 基礎更新(4基)
	分電盤	1面			
	ハンドホール	2面			

工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製			
工事名称	松島基地外灯更新工事	図面番号	全10葉の内6
図面名称	外灯A配置図	図面縮尺	
松島基地施設隊		令和8年6月 1日	



撤去 (外灯A×4か所)

No.	名称等	規格・仕様等	数 量
①	照明ポール	H=4500	4 本
②	ポールライト	HF200W 安定器含む	4 台
③	600V 絶縁ケーブル	VVF 1.6mm-3C (10E)	18.0m
④	カバースイッチ	CKS 2P-15A	4 個
⑤	600V 絶縁電線	IV5.5?	4.0m
⑥	接地棒	1 本	4か所
⑦	コンクリート基礎	700×700×1000	4 基

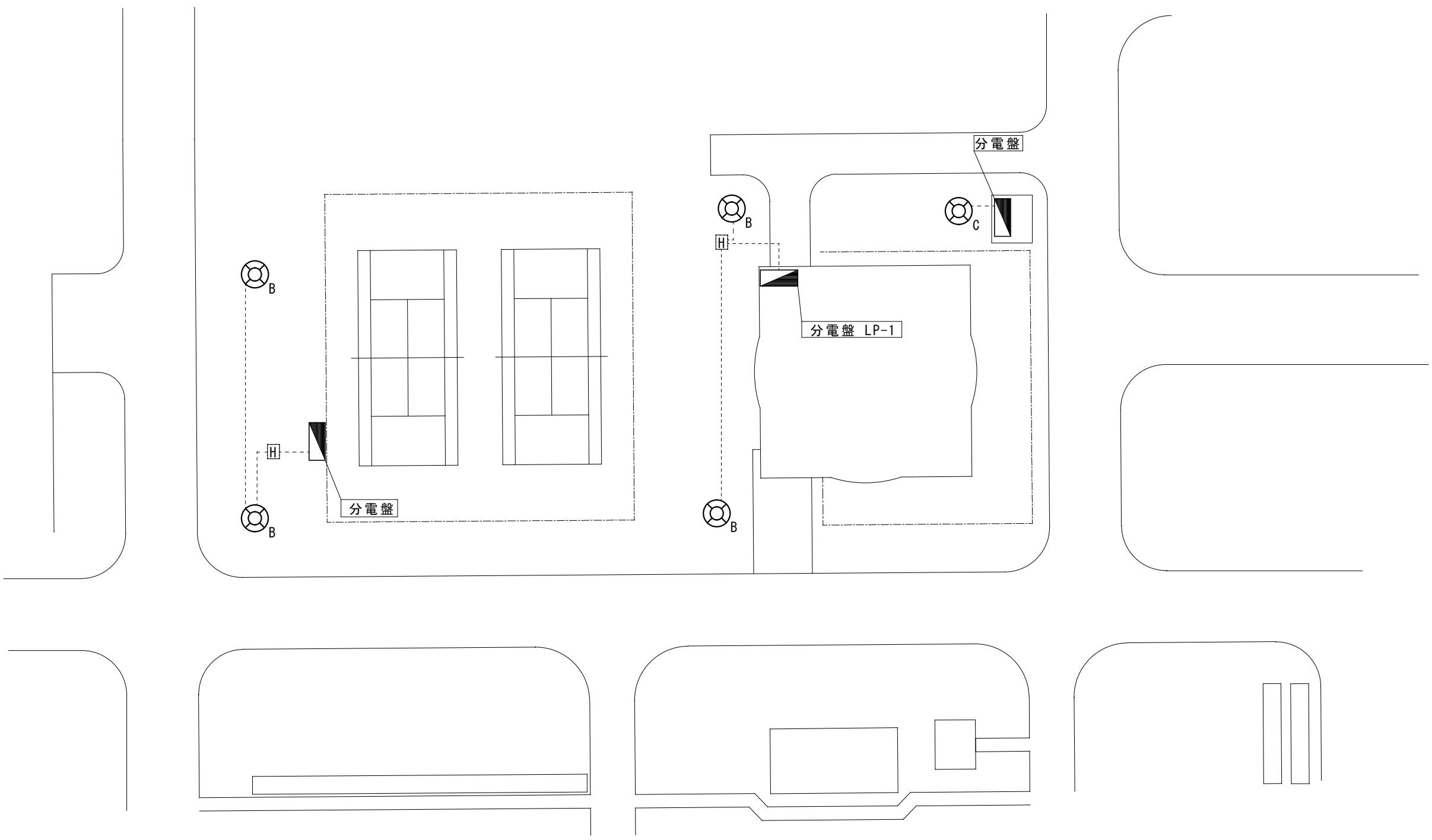
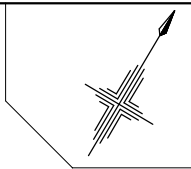
新設 (外灯A×4か所)

No.	名称等	規格・仕様等	数 量
①	照明ポール	H=4.5m ベース式 めっき後指定色塗装	4 本
②	LEDポールライト	昼白色、耐塩 水銀灯250W相当	4 灯
③	600V 絶縁ケーブル	EM-EEF 1.6mm-3C (10E)	18.0m
④	ジョイントユニット	EFMN68-15A	4 個
⑤	600V 絶縁電線	EM-1E5.5?	4.0m
⑥	連結式接地棒	2連結 φ14×1500	4か所
⑦	アンカーボルト	4-M24×600L 220ピッチ	4 組
⑧	コンクリート基礎	500×500×900	4 基
⑨	再生クラッシュラン	700×700×100	4か所

配管及び配線（ジョイントユニットまで）は、既設再使用するものとし、
細部は監督員の指示による。
基礎は、表面モルタル仕上げとし、水勾配をとるものとする。

工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製

工事名称	松島基地外灯更新工事	図面番号	全10葉の内7
図面名称	外灯A姿図（撤去・新設）	図面縮尺	
松島基地施設隊		令和8年6月 1日	

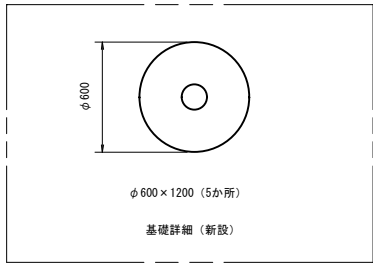
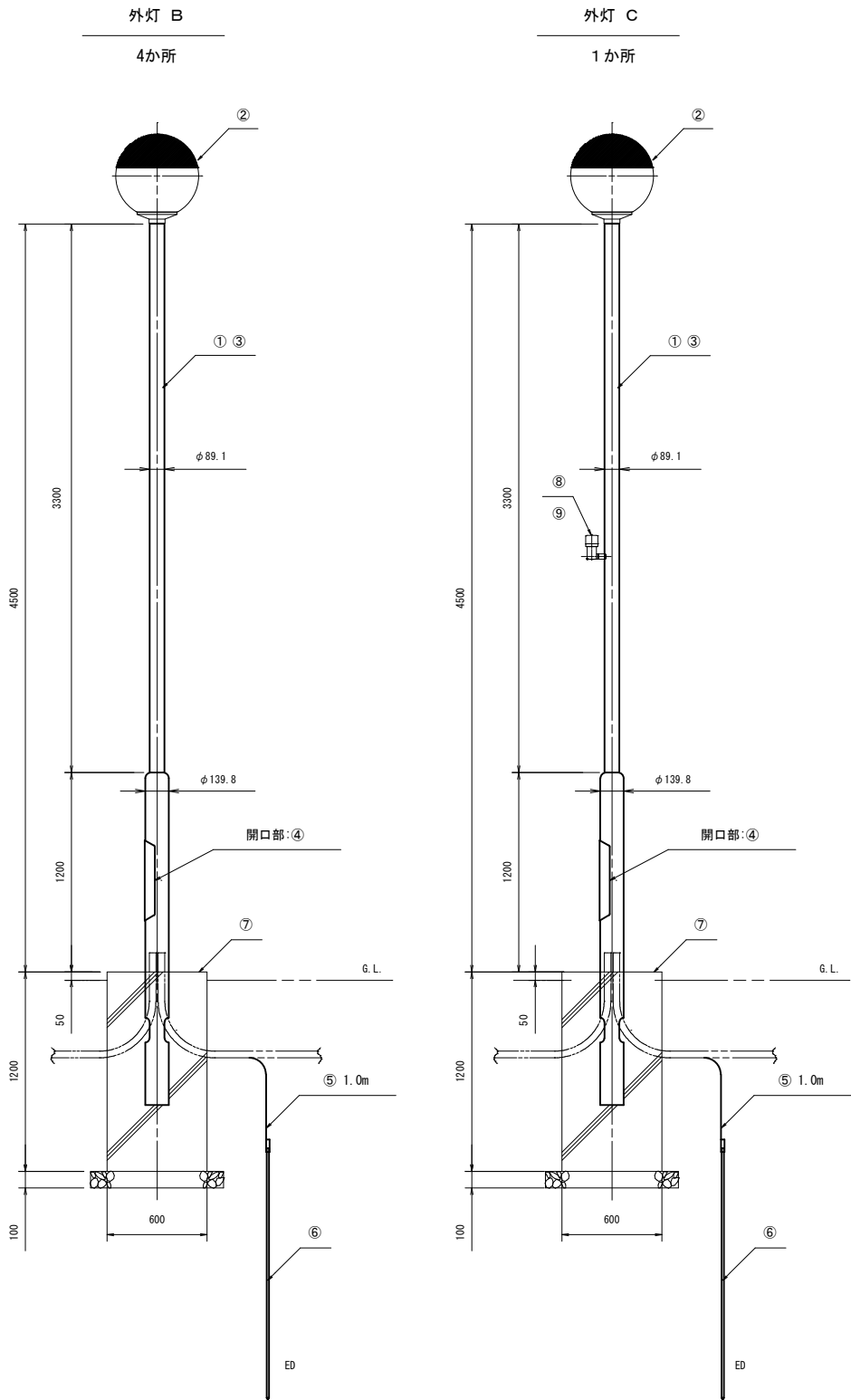


外灯B, C配置図

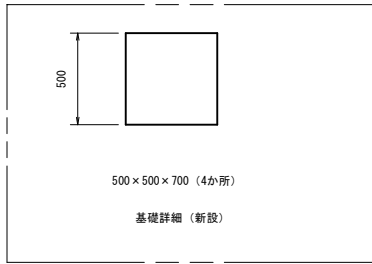
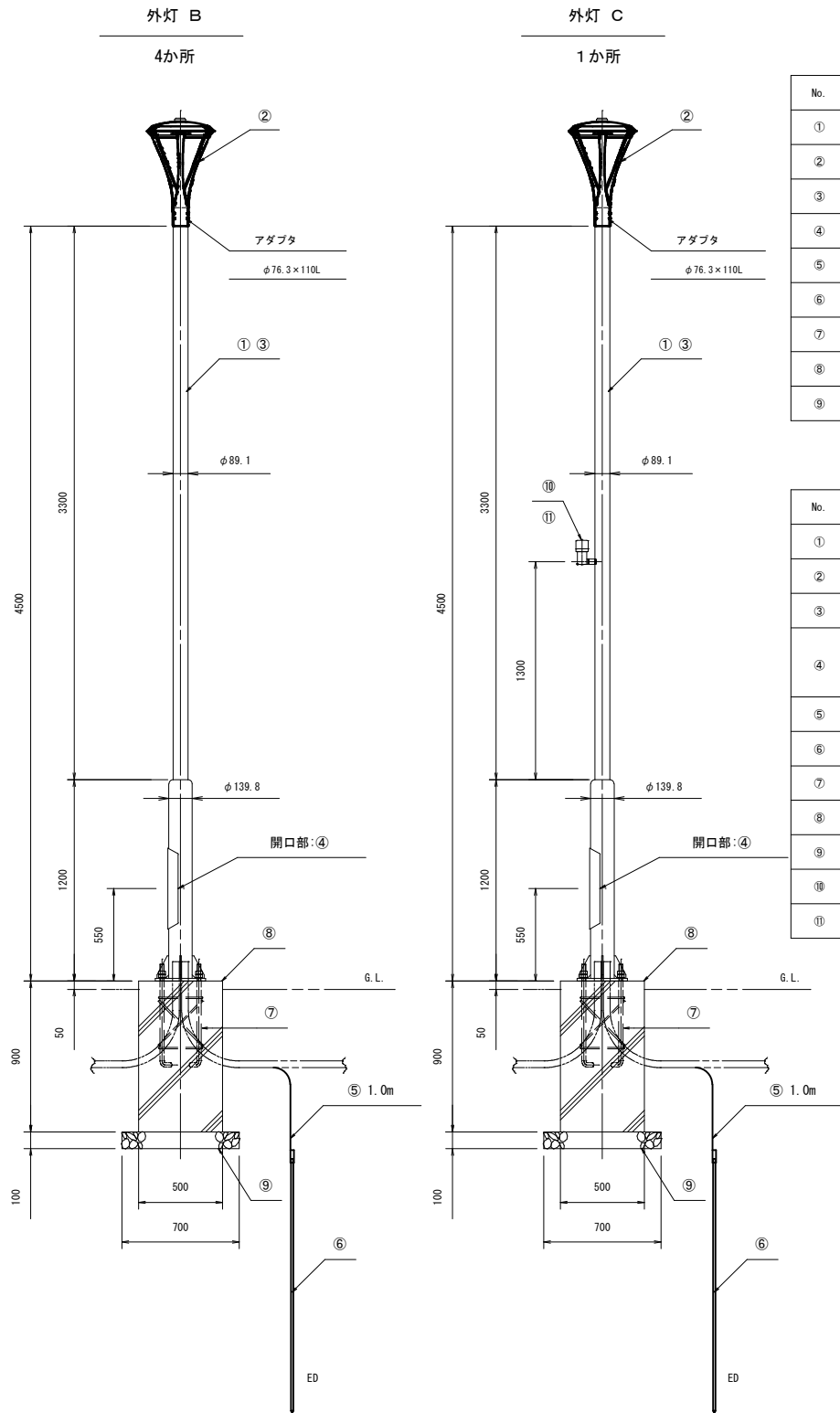
凡例

記号	名称	数量	電源	点滅方式	備考
	外灯B	4灯	分電盤 LP-1 キュービクル 1φ 200V	タイマースイッチ (分電盤組込)	灯具、ポール、ジョイント ユニット、基礎更新
	外灯C	1灯	電灯盤 1φ 200V	自動点滅	灯具、ポール、ジョイント ユニット、基礎、自滅更新
	分電盤	3面			
	ハンドホール	2面			

工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製			
工事名称	松島基地外灯更新工事	図面番号	全10葉 の内8
図面名称	外灯B, C配置図	図面縮尺	
松島基地施設隊		令和8年6月 1日	



撤去 (5か所)



新設 (5か所)

撤去 (外灯B×4か所、外灯C×1か所)

No.	名称等	規格・仕様等	数 量
①	照明ポール	H=4500	5 本
②	ポールライト	HF200W 安定器含む	5 台
③	600V 絶縁ケーブル	VVF 1.6mm-3C (1CE)	22.5m
④	カバースイッチ	CKS 2P-15A	5 個
⑤	600V 絶縁電線	IV5. 5?	5.0m
⑥	接地棒	1 本	5か所
⑦	コンクリート基礎	φ 600 × 1200	5 基
⑧	自動点滅器	電子式 (外灯C)	1 個
⑨	600V 絶縁ケーブル	VVF 1.6mm-3C (外灯C)	2.5m

新設 (外灯B×4か所、外灯C×1か所)

No.	名称等	規格・仕様等	数 量
①	照明ポール	H=4.5m ベース式 めっき後指定色塗装	5 本
②	LEDポールライト	昼白色、耐塩 水銀灯250W相当	5 台
③	600V 絶縁ケーブル	EM-EEF 1.6mm-3C (1CE)	22.5m
④	ジョイントユニット	EFMN68-15A	4 個
④	ジョイントユニット	EFMT68-15A (外灯C)	1 個
⑤	600V 絶縁電線	EM-IE5. 5?	5.0m
⑥	連結式接地棒	2連結 φ 14 × 1500	5か所
⑦	アンカーボルト	4-M24 × 600L 220ピッチ	5 組
⑧	コンクリート基礎	500 × 500 × 900	5 基
⑨	再生クラッシュラン	700 × 700 × 100	5か所
⑩	自動点滅器	電子式 (外灯C)	1 個
⑪	600V 絶縁ケーブル	EM-EEF 1.6mm-3C (外灯C)	2.5m

配管及び配線 (ジョイントユニットまで) は、既設再使用する

ものとし細部は監督員の指示による。

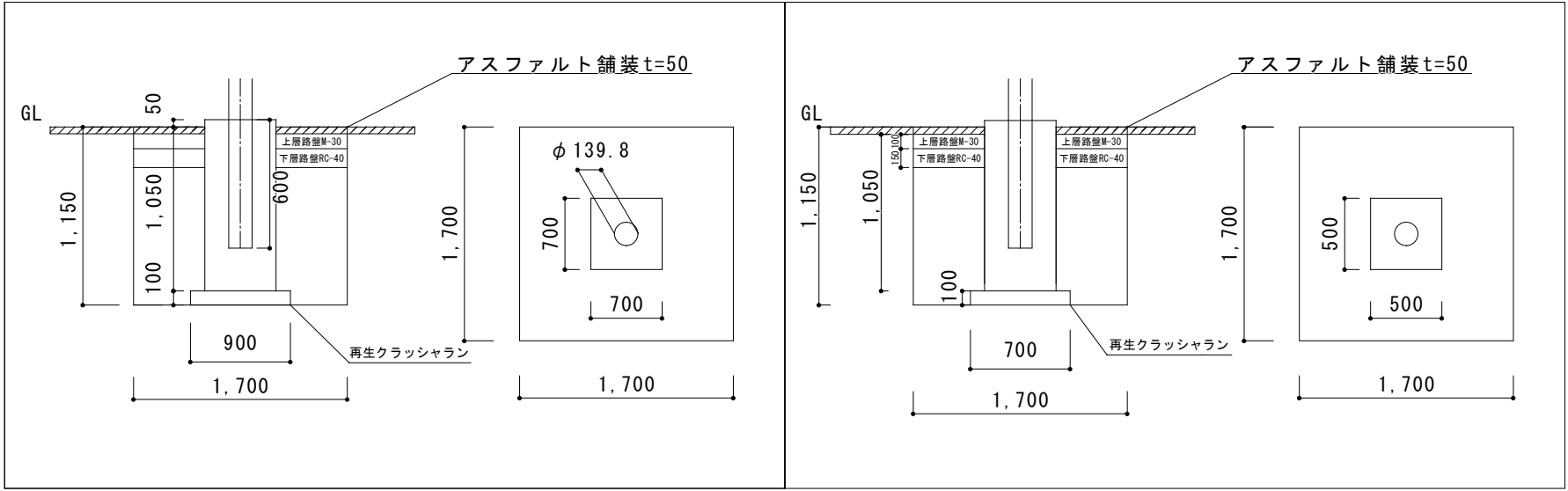
基礎は、表面モルタル仕上げとし、水勾配をとるものとする。

工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製

工事 名称	松島基地外灯更新工事	図面 番号	全 10 葉 の内 9
図面 名称	外灯B, C姿図 (撤去・新設)	図面 縮尺	

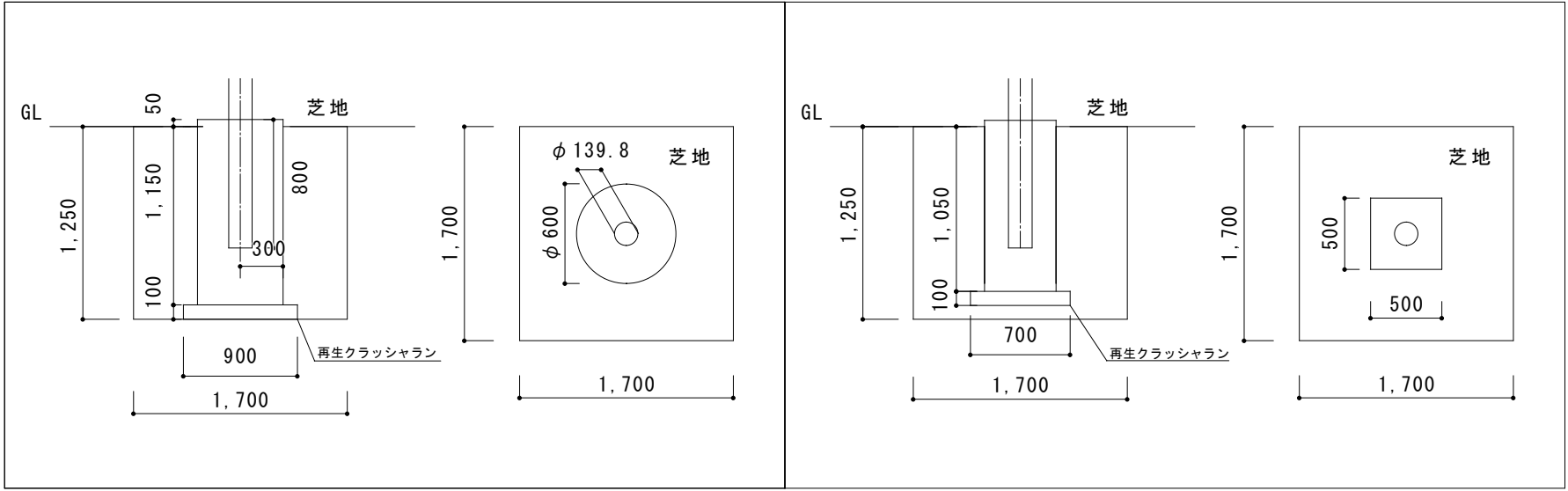
松島基地施設隊

令和 8 年 6 月 1 日



外灯A掘削図 (4か所)

外灯A埋戻し図 (4か所)



外灯B, C掘削図 (5か所)

外灯B, C埋戻し図 (5か所)

掘削・埋戻し図

工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製			
工事名称	松島基地外灯更新工事	図面番号	全10葉の内10
図面名称	掘削・埋戻し図	図面縮尺	
松島基地施設隊		令和8年6月 1日	